

## 熊本市の学校給食費について

熊本市は、市長と保護者の契約に基づき、学校給食を提供します。

この契約内容は、熊本市学校給食費条例及び熊本市学校給食費条例施行規則（以下「規則」という。）に定めています。

まず、学校給食の提供を希望する場合は、規則第3条第1項の規定に基づき、「学校給食提供申込書」を提出していただく必要があります。この学校給食提供申込書は、一度御提出いただきますと、お子さまが熊本市立の小学校及び中学校に在籍されている期間（最長9年間）有効です。

その間に、学校給食提供申込書に記載された内容に変更を生じた場合は、お子さまが通学している学校か教育委員会事務局健康教育課までお知らせください。

学校給食費は、学校給食の運営に要する費用のうち、学校の設置者（＝熊本市）が負担するものとして法令で定められた経費を除いた金額を保護者が負担することになっており、熊本市では、原則、食材費のみを学校給食費として負担していただきます。

学校給食費の負担は、夫婦の日常の家事に関する債務の連帯責任を規定した民法第761条の規定が適用されます。そのため、滞納がある場合は、夫婦のいずれに対しても請求します。

学校給食費を納期限までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金を含めて請求することもありますので、必ず納期限までにお支払いください。

これらの他、学校給食費については、民法をはじめ規則等の定めるところによります。そのため、これら規則等が改正されたときは、改正後の規定が適用されます。